

令和4年2月3日

令和4年登米市議会定例会
2月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
報告第1号	登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	7
議案第1号	令和3年度登米市一般会計補正予算（第12号）	別冊
議案第2号	令和3年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第3号	令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第4号	令和3年度登米市介護保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第5号	令和3年度登米市土地取得特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第6号	令和3年度登米市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第7号	令和3年度登米市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第8号	令和3年度登米市病院事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第9号	令和3年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第10号	令和4年度登米市一般会計予算	別冊
議案第11号	令和4年度登米市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第12号	令和4年度登米市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第13号	令和4年度登米市介護保険特別会計予算	別冊
議案第14号	令和4年度登米市土地取得特別会計予算	別冊
議案第15号	令和4年度登米市宅地造成事業特別会計予算	別冊
議案第16号	令和4年度登米市水道事業会計予算	別冊
議案第17号	令和4年度登米市下水道事業会計予算	別冊
議案第18号	令和4年度登米市病院事業会計予算	別冊

議案第19号	令和4年度登米市老人保健施設事業会計予算	別冊
議案第20号	登米市税条例の一部を改正する条例について	9
議案第21号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について	10
議案第22号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について	11
議案第23号	登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第24号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	13
議案第25号	登米市消防団条例の一部を改正する条例について	15
議案第26号	指定管理者の指定について（登米市米山体育館、登米市吉田運動場及び登米市中津山運動場）	18
議案第27号	字の区域を新たに画することについて	19
議案第28号	登米市と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について	21
議案第29号	市道路線の認定、廃止について	22
議案第30号	令和3年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について	24

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	乾 和子
住所	登米市迫町

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	大浪 静江
住所	登米市米山町

報告第1号

登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る専決 処分の報告について

令和4年1月24日、登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市個人情報保護条例（平成17年登米市条例第18号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和4年1月24日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例

登米市個人情報保護条例（平成17年登米市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 20 号

登米市税条例の一部を改正する条例について

登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市税条例の一部を改正する条例

登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第83条第2項中「4月17日から同月30日まで」を「5月17日から同月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 21 号

登米市手数料条例の一部を改正する条例について

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市手数料条例の一部を改正する条例

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表液石法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査の項中「110,000円」を「98,000円」に改め、同表液石法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第22号

登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について

登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例

登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表第1 登米市保健センターの項中

「

迫保健センター	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
登米保健センター	登米市登米町寺池桜小路100番地

を

」

「

迫保健センター	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
---------	-------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例について

登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第114号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したとみなされた者を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 24 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第5条の2第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円

- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,050円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,750円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,500円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第4項中「第23条」を「第23条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第4項から第6項まで及び第8項から第15項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 25 号

登米市消防団条例の一部を改正する条例について

登米市消防団条例（平成19年登米市条例第7号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市消防団条例の一部を改正する条例

登米市消防団条例（平成19年登米市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（休団）

第8条の2 団員は、6か月以上消防団活動を行うことができない場合において任命権者が必要と認めるときは、3年を超えない範囲内で消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 団員が休団しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその承認を受けなければならない。

3 前項の規定は、休団中の団員の復帰について準用する。

4 休団中の団員が復帰したときの階級は、休団した日に当該団員が属していた階級とする。

第9条中「許可」を「承認」に改める。

第10条中「65歳」を「70歳」に改め、同条ただし書を削る。

第11条中「3月31日」の次に「（以下「退職日」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、団長、副団長、支団長、副支団長、分団長、副分団長又は班長の職にある者で、退職日においてその職の任期を残す者の退職する日は、その任期を満了する日とすることができる。

第12条第1項ただし書中「その他の災害」を「地震等の災害（以下「災害」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、休団中の団員には、適用しない。

第13条を次のように改める。

(報酬)

第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、その職名に応じ、別表第1に定める年額報酬を支給する。ただし、休団中の団員には、その休団の間、年額報酬を支給しない。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める出動報酬を支給する。

第14条第1項中「水防、火災」を「災害」に、「別表」を「別表第3」に改め、同条第3項中「登米市特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例の次に「(平成17年登米市条例第48号)」を加え、同条第4項を削る。

別表を次のように改める。

別表第1 (第13条関係)

職名	報酬の額
団長	年額 164,200円
副団長	年額 140,000円
支団長	年額 136,000円
副支団長	年額 107,800円
分団長	年額 75,700円
副分団長	年額 53,800円
班長	年額 44,900円
団員	年額 36,500円

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2 (第13条関係)

区分	報酬の額
災害出動	1日につき 8,000円 (活動時間が4時間未満の場合にあっては、4,000円)
捜索出動 (捜索本部設置の場合に限る。)	1日につき 8,000円 (活動時間が4時間未満の場合にあっては、4,000円)
警戒出動	1回につき 3,700円
訓練出動	1回につき 3,700円
特別訓練出動	1回につき 8,000円
整備点検出動	1回につき 1,500円
前各項に掲げる出動以外のもの	1回につき 3,200円

別表第3 (第14条関係)

区分	金額
所属する支団の管轄区域内に自家用車	1回につき 300円

で災害出動したとき。	
所属する支団の管轄区域外に自家用車で出動したとき（会議出席の場合を除く。）。	1回につき 500円
会議に出席したとき。	1回につき 1,800円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定、第14条第1項（「別表」を「別表第3」に改める部分に限る。）及び第3項の改正規定、別表の改正規定並びに同表の次に2表を加える改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を次のように改正する。
別表消防団員の項を削る。

議案第26号

指定管理者の指定について（登米市米山体育館、登米市吉田運動場及び登米市中津山運動場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市米山体育館
登米市吉田運動場
登米市中津山運動場

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市米山町西野字的場181番地
（名称） よねやまスポーツクラブ
（代表者名） 会長 山家 忠

3 指定の期間

登米市米山体育館
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
登米市吉田運動場及び登米市中津山運動場
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 27 号

字の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するものとする。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

変 更 調 書

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
迫町新田字 新沼崎	迫町新田字 沼崎	1 から 29 まで、31 から 154 まで、155 の 1、155 の 2、156 から 167 まで、168 の 1、168 の 2、169、170 の 1、170 の 2、171 から 173 まで、174 の 1、174 の 2、175 から 233 まで、234 の 1、235 から 238 まで、247 から 264 まで、265 の 1、266 の 1、267 の 1、268 の 1、269 の 1、270 の 1、271 の 1、272 の 1、273 の 1、273 の 2、274 の 1、275 の 1、276 の 1、277 の 1、278 の 1、279 の 1、280 の 1、281 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
	若柳字下畑 岡蓮田	1、2、3 の 1、3 の 2、4 から 31 まで、32 の 1、32 の 2、33 から 52 まで、147 の 2、148 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

議案第 28 号

登米市と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託を令和4年7月31日限り廃止することについて同県と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

議案第29号

市道路線の認定、廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定、廃止することについて、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

○認定路線

路線番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
11107	平柳4号線	迫町森字平柳54番4地先	迫町森字平柳56番4地先	
42233	北桜場3号線	中田町上沼字谷地前9番1地先	中田町上沼字要害135番1地先	
45156	駒牽14号線	中田町石森字駒牽295番9地先	中田町石森字駒牽295番24地先	
48136	森六7号線	中田町宝江森字六丁目62番1地先	中田町宝江森字六丁目63番1地先（左）	
49065	弥平構4号線	中田町宝江新井田字弥平構50番1地先	中田町宝江新井田字弥平構51番1地先	

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
49066	下道 8 号線	中田町宝江新井田字南下道 29 番 1 地先 中田町宝江新井田字下道 33 番 1 地先	
70039	芦倉 1 号線	石越町北郷字芦倉 38 番 5 地先 石越町北郷字芦倉 22 番 4 地先	
83603	山成前支線	南方町山成前 865 番 9 地先 南方町山成前 865 番 8 地先	

○廃止路線

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
42233	北桜場 3 号線	中田町上沼字谷地前 9 番 1 地先 中田町上沼字要害 135 番 1 地先	
70039	芦倉 1 号線	石越町北郷字芦倉 22 番 4 地先 石越町北郷字芦倉 21 番地先	

議案第 30 号

令和 3 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

令和 3 年度登米市病院事業会計のうち、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金4,800,000円をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 引当金計上する貸付金

(単位：円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高
看護師奨学金貸付金	令和 3 年度	4,800,000	4,800,000	4,800,000

2 資本剰余金を処分する日付

令和 4 年 3 月 31 日